平成２４年（フ）第６６号
兵庫県養父市八鹿町八鹿273番地　大森アパート３号
債務者　渡辺ゆかり
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
兵庫県洲本市桑間192番地１　崎野ハイツ107号
債務者　中尾　文子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第３５４号
奈良県生駒市壱分町83番地71
債務者　北野　　創
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８７号
大阪府大阪市淀川区新北野１丁目14番７―703号、申立時の住所鳥取県鳥取市秋里1075番地　ユニキューブ秋里Ａ棟
債務者　清水　貴司
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３９号
松江市八束町波入43番地２　新生園、前住所鳥取県西伯郡南部町鴨部1627番地
債務者　日置　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７２５号
広島市南区京橋町７番11―401号
債務者　湯川　綾子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３１号
広島市安佐南区西原２丁目36番４号
債務者　山口　里未（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８３号
広島市佐伯区三宅２丁目１番４―408号
債務者　江上　美香
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９０２号
広島市安佐南区八木９丁目20番８―202号
債務者　渡辺　順一
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８２号
広島市安芸区矢野東７丁目20番14号
債務者　髙田　節子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５９号
山口県下関市富任町４丁目３番19号
債務者　田中みゆき
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
愛媛県新居浜市多喜浜１丁目２番４号、前住所愛媛県新居浜市垣生６丁目７番62号
債務者　尾﨑　仁志
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第９７号
千葉県船橋市西船１丁目７番16　ディアパーク西船橋310号、旧住所愛媛県今治市関前岡村甲891番地５
債務者　長野　幸美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第３９５号
大分市大字皆春722番地の３フレグランス・ルナＣ102
債務者　後藤　百恵
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２号
宮崎県延岡市大貫町５丁目1614番地
債務者　西田壽賀子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１４３号
宮崎県日向市曽根町２丁目90番地
債務者　瀧口やす子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２２９号
岩手県大船渡市大船渡町字富沢42番地１　大船渡市富沢応急仮設住宅２―３号
債務者　熊谷　隆一
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部